北九州市空家等対策計画推進会議開催要綱

(目的)

第1条 北九州市空家等対策計画(以下、「計画」という。)について、「空家等対策の推進 に関する特別措置法」及び「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の 改正等を踏まえ、北九州市空家等対策計画推進会議(以下、「会議」という。)において 有識者等から広く意見を聴取し、計画の策定を行う。

(意見聴取事項)

- 第2条 会議の構成員は、次の事項について意見を述べる。
 - (1) 計画の改定に関すること。
 - (2) その他、特に必要と認められること。

(構成員)

- 第3条 会議の構成員は、法務、不動産、建築等に関する学識経験者その他市長が必要と 認める者のうちから、市長が選任する。
- 2 構成員の任期は、令和8年3月31日までとする。また、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 会議の組織は、次のとおりとする。
- 2 会議に会長を置き、構成員の互選によって定める。
- 3 会議に副会長を置き、会長の推薦により、他の構成員の同意を得て定める。
- 4 会長は会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 会議は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は、会議の決定により公開しないことができる。
- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 北九州市情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当する事項を検討する場合
- (3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
- (4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(事務局)

第6条 会議の事務局を、都市戦略局空き家活用推進課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は都市戦略局長が 定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年1月6日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。